

—組織内議員 群馬県議会議員 本郷高明より—



今年度から文教警察常任委員会の委員として活動させていただきます。多忙化改善を柱に現場の声を反映させていただきますので、よろしくお願ひします。

次の第二回定例会では、公立小中学校のトイレの洋式化について提案したいと思います。現在、全国の公立小中学校で洋便器の割合は 68.3% となっております。各家庭における洋式トイレの普及状況やバリアフリー化、防災機能の強化などの観点からも、今後はトイレの洋式化がさらに進められるべきと考えています。

しかしながら、駅や高速道路のトイレなど公共施設において和式便器が一定の需要を保っている現状を鑑み、教育上の観点から一部のトイレは和式を残す必要があると考えます。特に、衛生面から便座に触れることを避けたいと考える児童生徒も一定数いるためです。

各学校設置者の整備方針に応じ、必要な予算の確保に努め、喫緊の課題である老朽化対策とともに、トイレ改修を含めた公立学校施設の教育環境の改善に取り組んでまいりたいと思います。

日教組夏季研究集会

集会名	日程	場所
日教組障害児教育研究集会	8月4日(日)～5日(月)	日本教育会館
TOMO-KEN	10月12日(土)～13日(日)	日本教育会館
関東地区「母と女性教職員会」	7月31日(水)	Web
母と女性教職員の会全国集会	8月2日(金)	日本教育会館
両性の自立と平等をめざす教育研究会	8月3日(土)	日本教育会館
日教組全国学校事務研究集会	7月27日(土)～28日(日)	ナスパニューオータニ
日教組養護教員部研究集会	7月27日(土)～28日(日)	日本教育会館
日教組栄養教職員研究集会	9月14日(土)～15日(日)	日本教育会館
臨時・非常勤教職員等全国交流集会	8月24日(土)	日本教育会館

広くご利用いただいている ゆうゆう共済の事業!

学校やPTA 各種団体のご要望にお答えします。



上記以外も各種商品対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ (有)ゆうゆう共済 TEL.027-235-5757 FAX.027-235-8200

組合加入はスマートフォン
インターネットからも!

仲間の声を広げよう!組合加入はこちら→

2025年度教育予算要請行動に向け、 皆さんからの声を集めていきます!

県教組は、毎年8月に「教育予算要請行動」を実施し、組合員が直接県教委の各課の担当者に学校の現状等を伝えています。その要求書作成にあたり、皆さんの声を集めています。日々頑張っていること、感じていること、考えていること、県教委に知ってもらいたいこと等を、以下の方法で県教組にお寄せください。

①分会発送で送付された「意見集約用紙」または任意の紙に記入し、FAXで送る。
(FAX: 080-0800-0550)

②右の二次元コードから意見を送る。



③支部の会議で意見を述べ、支部でまとめて提出してもらう。

最終締め切り日はいずれも
6月21日(金)です。
ぜひ、「現場の声」をお寄せください。



小浜県教組執行委員長

小林日教組書記次長

引継ぎ手続きの簡便化や教員定数増などは示されず、給特法の維持、調整額の増加という残念なものだった。

引き続き給特法の廃止・抜本的に見直しに向けてとりくんでいきたい。2022年度不登校は過去最高となった。その要因の一つとして、ストレスの多い学校の現状があげられる。子どもたちの視点に立った教育制度の実現をしていかなければならない。こうした運動をすすめるためにも組織拡大、特に青年層の組織拡大は重要である」と述べました。

また、日教組の小林書記次長は中央情勢報告の中で、「重点方針として取り組んでいる働き方改革で日教組は「業務削減」「定数改善」「給特法廃止・抜本的見直し」の3本の柱を掲げて署名や街宣行動に取り組んできた。しかし、中教審のまとめでは私たちが求める指針が示されなかった。今後もパブコメで意見反映をしていく。まだまだあきらめていない。パブコメに協力をお願いしたい」と述べました。

限られた時間でしたが、提案された議案に対して慎重な審議が行われ、今年度の県教組の取り組みが確認されました。

討論で出た主な意見と執行部の答弁は以下の通りです。

組織拡大について

(代議員)

○署名やカンパについては協力してくれる未組合員の先生も多数いる。県教組の活動に理解を示してくれる人もいる。しかし、未組の人の中には日々の仕事の他に何かしなければならないと思い加入することについてハードルが高いと感じている人もいるようだ。とりくみに賛同するので加入はする、学習会や教研活動にも参加する、要請行動等関心のある活動に参加する等、組合での活動のスタンスを選択できるようにしたらどうか。また、「〇〇を実現します。」など具体的な目標を示し「これを実現するために一緒にやりましょう。」とアピールしていくのも必要だと考える。組合費についても、加入しやすい組合費の検討をお願いしたい。



○運動をすすめていくためには資金が必要。現在専従2名、非専従2名だが、専従役員が多い方がいいが財政面で厳しい状況。現在、本部でも検討し活動を絞っている状況ではあるが難しい状況にある。組合員が増えれば組合費収入も増えるので、自分も含めみんなで協力して組織拡大を進めていきたい。

(執行部)

○専従役員が2名で、確かに大変である。行事の精選も行っているがなかなか(精選が)すすまない状況がある。組織拡大はまずは分会から。今後も対策を考えるが、まずは一人一人が声をかけていくことも大切。本日貴重な意見をいただいたので、それらを参考にしつつ皆さんと協力して組織拡大をすすめていきたい。組合費については「組合費検討小委員会」を設置し昨年度から検討している。

群馬県教職員組合HP
発行所 前橋市大手町3の10
(教育会館)
電話 (027)231-1151(代)
群馬県教職員組合
<http://gtunet.com>



ぐんま教育新聞



gunma@gtunet.com

県教組「第137回定期大会」開催



- ①県教組運動の継承・発展をはかるため、組織拡大をすすめよう。
- ②教職員が実感できる働き方改革と労働条件の改善を実現しよう。
- ③子どもの人権・子どもたちの豊かな学びを保障するため、教育施策の改善と教育予算の拡充を実現しよう。
- ④憲法の理念を活かした誰もが安心して暮らせる社会をつくるとりくみをすすめよう



県教組は、5月25日(土)、各総支部から選出された代議員が参加し、小林日教組書記次長、佐藤英夫連合群馬会長、小倉正之群退教会長、齋藤光枝退女教会長、組織内議員の本郷高明県議を来賓に迎え、県教組第137回定期大会を開催しました。

大会では、西毛総支部から修正案が提出された第3号議案(運動方針案)については修正を加えたものの、執行部が提出した議案が全て満場一致で承認されました。

冒頭、あいさつに立った小濱委員長は「敵基地攻撃能力を可能にし、防衛費の大幅増により『戦争のできる国』に向かっていることに危機感を覚える。『教え子を再び戦場に送るな!』のスローガンのもと、平和憲法を守るとりくみを進めなければならない。教員不足の問題は未だ深刻な状況にあり、群馬でも年度当初欠員が生じている。教師のなり手不足も深刻であり、解消するためにも学校の働き方改革は急務だ。中教審「質の高い教師の確保特別部会」のまとめでは、私たちが求めて

いる業務削減や教員定数増などは示されず、給特法の維持、調整額の増加という残念なものだった。引き続き給特法の廃止・抜本的に見直しに向けてとりくんでいきたい。2022年度不登校は過去最高となった。その要因の一つとして、ストレスの多い学校の現状があげられる。子どもたちの視点に立った教育制度の実現をしていかなければならない。こうした運動をすすめるためにも組織拡大、特に青年層の組織拡大は重要である」と述べました。

また、日教組の小林書記次長は中央情勢報告の中で、「重点方針として取り組んでいる働き方改革で日教組は「業務削減」「定数改善」「給特法廃止・抜本的見直し」の3本の柱を掲げて署名や街宣行動に取り組んできた。しかし、中教審のまとめでは私たちが求める指針が示されなかった。今後もパブコメで意見反映をしていく。まだまだあきらめていない。パブコメに協力をお願いしたい」と述べました。

限られた時間でしたが、提案された議案に対して慎重な審議が行われ、今年度の県教組の取り組みが確認されました。



小林日教組書記次長



次ページへ▶

県教組第137回定期大会開催

(部活動について)

(代議員)

○今年度から春季大会が廃止されたが、それに代わる大会が設定された。中体連の大会ではない他団体の大会ではあるが、中学生が出場する場合、引率者がいかないと実質生徒が出場できない。地域移行が進めば、このようなことは減っていくと思われるが、部活動の地域移行は強力に進めていただきたい。



○高崎市教委から国や県の意向に反して地域移行を進めようとしているが受け取れる文書が発出された。国や県の方針に逆らう方針を出した市教委にがっかりしている。部活動を一つの原因として若手が病休に追い込まれていることもある。市の態度に彼らもがっかりしていると思う。

(執行部)

○大会参加に引率が生じるということからも、大会の数が多いと顧問に負担がかかる。地域移行が進み部活動指導員が配置されれば、指導員が引率することが可能となる。そういう意味でも部活動の地域移行を進めることは大切なことと考える。部活動指導員の増員を求めていく必要があると感じている。部活動に関しては県教委にも情報提供し、県の意向を改めて確かめていく。

(初任者研修について)

(代議員)



○後補充が見つかず、苦労している学校がある。他校の教員が教科指導を担当することもあり、教科指導員を出している学校にも負担がかかっている。また、後補充の教員は初任者が考えた授業をすることになるが、打合せの時間もとれないなどで負担も大きい。教員不足の中、初任研修後補充のシステムが破綻しているのではないか。今のシステムを見直し、新採用者がいる学校には加配をつけるなどしないと育てられないのではないか。

運動方針案 修正箇所

- 二、子どもたちに「豊かな学び」を保障するとりくみ
 2. 真に子どもたちのためになる教育制度・施策を実現するとりくみ
 - ②義務教育課程においては、全学年30人学級の早期実現を目指してとりくむ。
 - ③特別支援学級については上限を6とするとともに通常の学級を含めた支援員等の配置の拡充を求める。
- 以下、議案の③以下の数字を1つずらし、2. は⑩までとする。

(執行部)

○後補充の教員からも話は聞いている。初任研に関する課題はいくつかあががっているので、県教委に状況を伝え改善を求めていく。

(労働条件・人員配置について)

(代議員)

○通級教室担当者は昼休みに自校の子どもの指導、放課後は他校の子どもの指導を行っている。午前中は在籍校を訪問したり、出張に出たり、準備をしたりしている。通常学級の授業が入っていると出張が多いので対応できない。また、放課後も勤務終了が通級の子どもたちが帰る時刻になるので、勤務時間内にまとめ等の時間もとれない。

○支援員やマイタウンティーチャーなど会計年度職員の時給が上がったと聞いている。時給が上がったのはその方たちにとっては良いことだが、予算は同じなので勤務時間が短縮された。学校にとっては支援員もマイタウンティーチャーもとても大切な人に減らされて大変困っている。

(執行部)

○学校現場の働き方改革を推進するためにも、県教委にも状況を伝えいく。支部でも市町村教委へ要請してほしい。

他にも、水泳指導のスイミングスクールへの委託についての情報交換も行われました。

いただいた意見は夏の教育予算要請行動や秋の交渉などの活動につなげていきます。



中教審特別部会「審議のまとめ」を文科大臣に手交 この内容では学校の危機的状況は改善されない

5月13日、第13回中教審「質の高い教師の確保特別部会」が開催され、「審議のまとめ」を了承、同日文科大臣に手交しました。学校の働き方改革については、私たちが求めてきた業務削減や教員定数改善ではなく、学校の危機的状況を抜本的に改善する方策とはなっていません。

これまでに、県教組は日教組に集う各県の仲間とともに、新聞意見広告や街宣行動、社会的対話集会等のとりくみを展開してきました。また、昨年12月から取り組んだ署名行動では全国で70万筆を超える署名が集まり、3月に中教審・文科省に提出しています。

「審議のまとめ」は今後、パブリックコメントを経て、文科省への答申となる見込みです。

組合員一人ひとりの参画による多くの現場教職員の声を、今後予定されているパブリックコメントに投稿してください。

「審議のまとめ」と日教組の評価

1. 学校の働き方改革について

○業務削減について、具体的な削減策が示されていない。学習指導要領の抜本的見直しや部活動の地域移行を確実に進めることなどが必要。業務移行の一層の推進、「見える化」、PDCAサイクルの構築のためとして、勤務時間の「過少報告」や「虚偽報告」の懸念がある。正確な勤務時間管理が大前提であることについても合わせて強化すべき。

○教職員定数について、すべての校種に及ばず限定期である。持ち授業時数の上限規制など教員一人当たりの業務が確実に減る方策とすべき。

【学校の働き方改革について】

「審議のまとめ」の記載内容	日教組の評価
学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進、教委による取組状況を「見える化」しPDCAサイクルの構築をはかる。	○業務削減・業務移行については、学校・教委の努力では限界がある。推進するためには国による業務削減と支援が必要。 ○学習指導要領における内容の精選と標準授業時数の削減が必要。 ○部活動の地域移行がすすめられているが地域間格差がすでに出ていて。「人がいなければ」「財源がない」などの課題解決が必要。
まずは時間外在校等時間80時間超の教員をゼロにする。そのうえですべての教員が45時間以内に、将来的には20時間程度に縮減を目指すべき。	○そもそも「勤務時間内で業務が終了することを目指すべき。 ○縮減のための具体策がない。縮減にむけたロードマップを作成すべき。
「勤務間インターバル」の取組を学校においてもすすめることが必要。	○一人当たりの業務削減を行うことが大前提。 ○超勤抑制効果のある制度設計が必要。本来、勤務時間内で業務が終了し、ワーク・ライフ・バランスの確立を目指すべき。

【学校の指導・運営体制の充実】

「審議のまとめ」の記載内容	日教組の評価
持ち授業時数の上限設定はせず、小学校の教科担任制を中学年まで拡大、全中学校に生徒指導担当を配置、スタッフ職の充実。	○一人あたりの持ち授業時数規制のような、全ての校種で業務軽減につながる施策が必要。 ○基礎定数化するなど、毎年確実に人が配置されることが重要。 ○臨時・非常勤教職員の処遇改善が必要。
若手支援が必要。初年度は担任を持たないことで授業時数の軽減を図ることなど。	○支援のためには、財源や人の確保が必要。

2. 処遇改善について

○現在の業務量や職責を踏まえると処遇改善は必要であるものの、人権法の趣旨を踏まえた給料表での改善を行うべき。

○職場の分断につながること。制度設計にあたっては組合との協議が大前提。

○処遇改善のための財源確保を行ったうえでの措置とすべき。

給特法の廃止・抜本的な見直しを

給特法により、勤務時間内から勤務時間外に同じ業務（授業準備など）をしていても、勤務時間外については自主的・自発的行為とされ「労働時間」と認められない。このことが管理職の勤務時間管理意識を希薄にし、長時間労働を容認、助長する大きな要因となっています。給特法は廃止・抜本的見直しをすべきです。

給特法の廃止にもう勤務時間管理については、審議のまとめの中で「教師の職務や勤務態様の特殊性は、一般行政職等と同様の時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理は適さない。」としています。しかし、私立学校や国立大学の付属学校の教員には給特法は適用されておらず、それらの学校では勤務時間を管理して残業手当が支払われることになっています。公立学校の教員についても勤務時間管理が可能であり、そのための仕組みや制度を整備することが国の役割です。

「定額働きかせ放題」にNO!

臨時採用教職員（フルタイム勤務）の組合費を改定

今定期大会において臨時採用教職員の組合費改定案が承認されました。これまで年齢を問わず一律月額1,000円だった臨時採用教職員の組合費が、改定により下表の通り、2025年度の経過措置を経て2026年度からは組合費月額が上限2,000円となります。（非常勤の方の組合費はこれまで通り、月額1,000円です）

年齢 4/1時点	2025年度 (経過措置)	2026年度 以降
30歳以下	1,000円	1,000円
31歳	1,050円	1,100円
32歳	1,100円	1,200円
33歳	1,150円	1,300円
34歳	1,200円	1,400円
35歳	1,250円	1,500円

年齢 4/1時点	2025年度 (経過措置)	2026年度 以降
36歳	1,300円	1,600円
37歳	1,350円	1,700円
38歳	1,400円	1,800円
39歳	1,450円	1,900円
40歳以上	1,500円	2,000円